

令和3年12月6日開催

箕輪町農業委員会第10回総会

会 議 録

1 開催日時 令和3年12月6日(月) 午後3時00分から午後4時10分

2 開催場所 役場3階講堂

3 出席委員 22人

会長 鈴木 健二

会長代理 議席1番 春日 初

委員 2番 金澤 博

3番 倉田 孝子

4番 唐澤 金実

5番 唐澤 稔

6番 藤田 久一

7番 櫻井 克成

8番 井口 雅文

9番 藤森 英雄

10番 原 美鈴

11番 赤沼 好秋

12番 唐澤 健二

13番 小林 正俊

14番 鈴木 健二

15番 大槻 憲治

16番 関 幹子

17番 唐澤 俊秀

18番 小野健一朗

19番 小松 孝寿

20番 唐澤 由寛

21番 藤澤 昭二

22番 上田 千志

4 農業委員会事務局職員

事務局次長 唐澤 智大

5 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による 農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
日程第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
日程第8 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

事務局 携帯電話はマナーモードにさせていただきますようご確認をお願いいたします。
開会前の挨拶を取り交わしたいと思います。
ご起立をお願いいたします。

続きまして、農業委員会憲章のご唱和をお願いいたします。

【唱 和】

ありがとうございました。ご着席願います。
冒頭会長よりごあいさつをお願いいたします。

会 長 早や9か月です。引き続きよろしく願います。
それぞれの信頼関係で乗り切っていきたいと思えます。
本日は案件が多いですが、よろしく願います。

事務局 これ以降につきましては、会長が議長となり進行いたしますのでよろしく願います。

議 長 ただいまから第10回総会を開会いたします。
唐澤由寛 委員から遅刻する旨の届出がありました。
ただ今の出席委員は21人です。箕輪町農業委員会会議規則第6条による定数に達していますので、本日の総会は成立いたします。
ここで、11月の経過報告をいたします。事務局願います。

事務局 営農支援センター小委員会を11月4日木曜日 午後1時30分～午後3時30分 役場202会議室において開催し、春日代理・金澤委員・藤森委員・井口委員が出席しました。

第9回総会を11月5日金曜日に開催しました。

午前9時から審議案件現地確認を行い、鈴木会長・春日会長代理・金澤農地部長・藤森委員・原委員が出席しました。

午前11時から役員会を役場202会議室、午後1時30分から10月総会保留案件事業者ヒアリングを役場講堂、午後2時15分から総会を役場講堂で開催しました。

農地法第3条の案件9件、第4条の案件3件、第5条の案件5件については、総会后6日付けで許可書を交付しました。

農地法第5条の案件1件(〇〇)については引き続き保留としました。

農地法第5条の案件1件(〇〇)については県農業会議南信地区常設審議委員会での意見聴取となりました。

退任委員感謝の会を11月5日金曜日 午後6時からながた荘において、退任委員9人、現委員22人、町長、副町長、事務局 合計36人参加で開催しました。県農業会議南信地区常設審議委員会が11月10日水曜日 午前10時30分から伊那公民館で開催され、事務局次長が出席しました。

今回の申請は〇〇ため、申請者による取り下げとなりました。

申請者は1月総会での審議に向けて再度申請書を出す予定です。

農政部会を11月10日水曜日 午後6時から役場202会議室で開催し、農政部会委員、会長、代理、井口委員、ファームテラスみのわ店長、副店長 未来農戦略係 土岐係長、事務局次長 唐澤が出席し、ファームテラスみのわ直売所について協議を行いました。

女性の農業委員会初任者委員のための研修会が11月12日金曜日 午後2時30分～午後5時までオンライン形式(Y o u T u b eライブ)で開催され、原委員、関委員、倉田委員が出席しました。

農地相談が11月15日月曜日 午前9時から役場202会議室で開催され、関委員、倉田委員、唐澤由寛委員、鈴木会長が出席し、8件の相談がありました。

第6回県農業委員会大会が11月16日火曜日に長野市ビッグハットで開催され、県農業会議会長表彰 柴恒年様、根橋英夫様、委員21人参加し、帰庁後、祝賀会を実施しました。

上伊那農業委員会協議会市町村会長会が12月1日水曜日 午前10時～午前11時30分 伊那合同庁舎301号会議室で開催され、会長が出席しました。

令和3年度長野県農業委員会女性協議会上伊那支部研修会が12月2日木曜日 午後1時～午後3時45分 飯島町文化館 中ホールで開催され、原委員、関委員、倉田委員が出席し、しめ飾りづくりの研修を受けてきました。

令和3年度全国農業委員会会長代表者集会在12月2日木曜日 午後1時～午後2時30分 Y o u t u b eにより開催され会長が参加しました。

議 長

それでは、これより議事に入ります。

日程第1 「会議録署名委員の指名」を行います。

21番 藤澤 昭二 委員 22番 上田 千志委員
の両委員を指名いたします。

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について を
議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
説明をいたします。

1件目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

対象農地は 中箕輪〇〇(畑)〇〇m² 農振地域外です。

売買価格は坪 〇〇円です。

譲渡人は 岡谷市 〇〇氏、

譲受人は 〇〇氏です。

譲受人は大根、玉ねぎ等の野菜を作付予定です。

2件目の案件です。贈与による所有権移転の申請です。

対象農地は 中箕輪〇〇(畑)〇〇m²、中箕輪〇〇(田)〇〇m²
農振地域内です。

譲渡人は 〇〇氏、

譲受人は 〇〇氏です。

譲受人は米と野菜を作付予定です。

3件目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

対象農地は 中箕輪〇〇(田)〇〇m²、中箕輪〇〇(畑)〇〇m²
農振地域外 売買価格は 坪 〇〇円です。

譲渡人は 伊那市 〇〇氏、

譲受人は 〇〇氏です。

譲受人は野菜等を作付予定です。

4件目の案件です。贈与による所有権移転の申請です。

対象農地は 中箕輪〇〇(畑)〇〇m² 農振地域外
中箕輪〇〇(田)〇〇m² 農振地域内

譲渡人は 辰野町 〇〇氏、

譲受人は 〇〇氏です。

譲受人は野菜を作付予定です。

5件目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

対象農地は 中箕輪〇〇(畑)〇〇m² 農振地域内

売買価格 坪〇〇円です。

譲渡人は 〇〇氏、

譲受人は 〇〇氏です。

譲受人は酪農のため使用予定です。

議案第1号についての説明は以上になります。ご審議をお願いいたします

- 議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。
1番案件、唐澤俊秀委員。
- 唐澤俊秀委員 唐澤です。11月1日に説明を受けました。詳細は事務局の説明のとおりです。
問題ないと思います。
- 議 長 2番案件、大槻憲治委員。
- 大槻憲治委員 大槻です。問題ないと思います。
- 議 長 3番案件、藤森委員。
- 藤森委員 藤森です。11月18日に説明を受けました。問題ないと思います。
- 議 長 4番案件、小野委員。
- 小野委員 小野です。11月18日に説明を受けました。譲受人と譲渡人は親戚関係で、譲
渡人は高齢で農業ができないとのことです。
- 議 長 5番案件、小松委員。
- 小松委員 小松です。11月15日に説明を受けました。事務局の説明のとおりです。問題
ないと思います。
- 議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明がありました。
これより質疑に入ります。
ただいま事務局の説明及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙
手願います。
質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。
議案第1号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第1号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。
日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
を議題といたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第2号 農地法第4条の許可申請について説明をいたします。

1 件目の案件です。家庭菜園に伴う申請です。
対象農地は 中箕輪〇〇 (畑) 〇〇㎡ 2 種農地です。
申請者は 〇〇氏です。
前土地所有者の母から申請地を相続しました。
母の生前の平成 7 年に住宅用地として転用許可後、登記の変更がされておらず、
息子が菜園を作る目的で転用申請をするものです。

議案第 2 号についての説明は以上になります。ご審議をお願いいたします

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。
1 番案件、大槻委員。

大槻委員 大槻です。相続に関して今回申請のあったものです。よろしくをお願いします。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明がありました。
これより質疑に入ります。
ただいま事務局の説明及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙
手願います。

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。
議案第 2 号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 2 号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第 4 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に
ついて を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号 農地法第 5 条の許可申請について説明をいたします。

最初にご報告をさせていただきます。
1 1 月総会で審議された長田の太陽光発電に係る 5 番案件については 3 0 アール
を超える案件のため、1 1 月 1 0 日に県農業会議の地区常設審議委員会にて意見
聴取を受けてまいりました。その中で、経済産業省へ出す必要のある変更申請が
まだされていなかったことが判明しましたので、本案件については申請者により
取り下げとなりました。報告をさせていただきます。
なお、申請者は 1 月総会の審議に向けて準備を進めているとのことです。

1 件目の案件です。賃貸による駐車場としての一時転用の申請です。
対象農地は 中箕輪〇〇 (畑) 〇〇㎡、中箕輪〇〇 (畑) 〇〇㎡、

中箕輪〇〇 (畑) 〇〇m² (〇〇氏)
中箕輪〇〇 (畑) 〇〇m² (△△氏) 合計〇〇m²です。
農振農用地 第1種農地です。
借受人は 箕輪町長 白鳥政徳、貸付人は 〇〇氏、〇〇氏です。
令和3年2月の総会にてみのおテラス駐車場としての一時転用を許可しております。
延長のため変更申請を行うものです。

3件目の案件です。使用貸借での住宅用地の申請です。
対象農地は 中箕輪〇〇番〇〇 (畑) 〇〇m² 3種農地です。
借受人は 〇〇氏、貸付人は 〇〇氏です。
貸付人は借受人の父です。借受人は父親の土地を使用貸借し、平屋住宅を建築したいと考えています。

4件目の案件です。使用貸借での住宅用地の申請です。
対象農地は 中箕輪〇〇 (田) 〇〇m² 2種農地です。
借受人は 〇〇氏、
貸付人は 〇〇氏です。
貸付人は借受人の父です。借受人は父親の土地を使用貸借し、平屋住宅を建築したいと考えています。

5件目の案件です。売買での所有権移転による住宅用地の申請です。
対象農地は 中箕輪〇〇 (田) 〇〇m² 2種農地です。
売買価格は 坪〇〇円です。
譲受人は 〇〇氏、〇〇氏、
譲渡人は 〇〇氏です。
譲受人は現在アパート暮らしです。
仕事の関係や景観等が希望と合致したため2階建て住宅を建築したいと考えています。

6件目の案件です。売買での所有権移転による建売住宅の申請です。
対象農地は 中箕輪〇〇 (田) 〇〇m² 2種農地です。
売買価格は 坪 〇〇円です。
譲受人は 株式会社〇〇、
譲渡人は 〇〇氏です。
譲渡人は農業がし難い状況にあり、申請地を耕作できないため、売却をしたいと考えています。
譲受人は申請地を買って建売住宅2棟(2階建)を建て販売したいと考えています。

7件目の案件です。売買での所有権移転による自家用駐車場・野菜畑の申請です。
対象農地は 東箕輪〇〇 (畑) 〇〇m² 2種農地です。
売買価格は 坪 〇〇円です。
譲受人は 〇〇氏、譲渡人 東京都〇〇氏です。

譲渡人は遠方に居住しています。
譲受人は申請地を購入して隣接地にある自宅の自家用駐車場・庭・自家用野菜畑にしたいと考えています。

8件目の案件です。 売買での所有権移転による住宅用地の申請です。
対象農地は 東箕輪〇〇 (畑) 〇〇㎡ 2種農地です。
売買価格は 坪 〇〇円です。
譲受人は 〇〇氏、
譲渡人は 東京都〇〇氏です。
譲渡人は遠方に居住しています。
譲受人は現在、借マンションに住んでおり、申請地を購入して住宅を建てたいと考えています。

9件目の案件です。 売買での所有権移転による住宅用地の申請です。
対象農地は 福与〇〇番 (畑) 〇〇㎡ 2種農地です。
売買価格は 坪 〇〇円です。
譲受人は 伊那市〇〇氏、
譲渡人は 〇〇氏です。
譲受人は現在、親と同居しています。申請地を購入して住宅を建てたいと考えています。

10件目の案件です。 使用貸借での住宅用地の申請です。
対象農地は 中箕輪〇〇 (畑) 〇〇㎡ 2種農地です。
借受人は 伊那市 〇〇氏、〇〇氏、
貸付人は 〇〇氏です。
貸付人は借受人の祖父です。借受人は現在借家で生活しています。
2階建住宅を建築したいと考えています。

11件目の案件です。 売買での所有権移転による駐車場の申請です。
対象農地は 中箕輪〇〇 (田) 〇〇㎡ 2種農地です。
売買価格は 坪 〇〇円です。
譲受人は 〇〇氏、譲渡人は 伊那市〇〇氏です。
譲受人は現在、自宅の駐車スペースが非常に狭いため、自宅の前面道路に隣接する申請地を駐車場として使用したいと考えています。
譲渡人は申請地の管理ができない状態です。

12件目の案件です。 売買での所有権移転による駐車場の申請です。
対象農地は 中箕輪〇〇 (畑) 〇〇㎡ 2種農地です。
売買価格は 坪 〇〇円です。
譲受人は 〇〇氏、
譲渡人は 〇〇氏です。
譲受人は申請地の道路を挟んだ向かいの土地(中箕輪〇〇)に住んでいます。
現在の駐車場が狭いため、申請地を駐車場として取得したいと考えています。

1 3 件目の案件です。 売買での所有権移転による駐車場の申請です。
対象農地は 中箕輪〇〇 (畑) 〇〇㎡ 2 種農地です。
売買価格は 坪 〇〇円です。
譲受人は 辰野町 〇〇氏、譲渡人は 神奈川県相模原市 〇〇氏です。
申請地は平成元年4月に住宅用地として転用許可が出ています。
転用事業者の〇〇氏は箕輪町の移住を予定していたが、相模原市に住宅を新築し、
箕輪町には移住しないこととなりました。
譲受人は申請地に駐車場を新設したいと考えています。

1 4 件目の案件です。 売買での所有権移転による小規模多機能型居宅介護事業
所の申請です。
対象農地は 東箕輪〇〇 (田) 〇〇㎡、〇〇 (田) 〇〇㎡、〇〇 (田) 〇〇㎡
合計〇〇㎡ 2 種農地です。
売買価格は 坪 〇〇円です。
譲受人は 〇〇氏、
譲渡人は 〇〇氏です。
譲受人は申請地に小規模多機能型居宅介護事業所を新設したいと考えています。

1 5 件目の案件です。 使用貸借での住宅用地の申請です。
対象農地は 中箕輪〇〇 (畑) 〇〇㎡、
中箕輪〇〇番5 (畑) 〇〇㎡ 2 種農地です。
借受人は 東京都〇〇氏、貸付人は 〇〇氏です。
貸付人は借受人の父です。借受人は現在アパートで生活しています。
借受人は両親の将来的な介護や耕作をサポートするため帰郷をし、2階建住宅を
建築したいと考えています。

1 6 件目の案件です。 売買での所有権移転による駐車場・家庭菜園の申請です。
対象農地は 中箕輪〇〇 (畑) 〇〇㎡ 3 種農地です。
売買価格は 坪45, 000円です。
譲受人は 〇〇氏、譲渡人は 〇〇氏です。
譲受人は申請地に横に住宅があり、駐車場を新設したいと考えています。
また家庭菜園としたいとも考えています。

1 7 件目の案件です。 売買での所有権移転による住宅用地の申請です。
対象農地は 中箕輪〇〇 (畑) 〇〇㎡ 2 種農地です。
売買価格は 土地建物を合わせ〇〇円です。
譲受人は 千葉県〇〇氏、
譲渡人は 伊那市 〇〇氏、大桑村 〇〇氏です。
譲渡人は平成25年に親から申請地を相続しました。その時から建物があり、
農転許可を取っていなかったものと思われます。
今回、隣接する土地と建物を一緒に売却したいと考えています。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請につきましての説明は以上です。
ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。
1、2、12番案件、藤田委員。

藤田委員 藤田です。事務局で説明のあった通りです。ご審議をお願いします。

議 長 3番案件、唐澤健二委員。

唐澤健二委員 唐澤です。11月19日に説明がありました。問題ないと思います。

議 長 4、6番案件、唐澤金実委員。

唐澤金実委員 唐澤です。特に問題ありません。ご審議をお願いします。

議 長 5、11番案件、藤森委員。

藤森委員 藤森です。申請者から説明を受けました。問題ないと思われま

議 長 7、8番案件、金澤委員。

金澤委員 金澤です。11月18日に説明を受けました。問題ないと思われま

議 長 9番案件、井口委員。

井口委員 井口です。申請者から説明を受けました。問題ないと思われま

議 長 10、15番案件、小松委員。

小松委員 小松です。11月11日に説明を受けました。問題ないと思われま

議 長 13番案件、関委員。

関委員 関です。駐車場にしたいということで説明がありました。ご審議をお願いします。

議 長 14番案件は、私鈴木です。11月15日に説明を受けました。
16番案件、倉田委員。

倉田委員 倉田です。申請者から説明を受けました。問題ないと思われま

議 長 17番案件、赤沼委員。

赤沼委員 赤沼です。事務局から説明のあった通りです。2年くらい空き家になっていました。売却をしたいということで申請がされていなかったことが判明しました。ご審議をお願いします。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明がありました。これより質疑に入ります。ただいま事務局の説明及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。議案第3号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の農地中間管理事業分について説明いたします。こちらは、県の農業開発公社（中間管理機構）が間に入る形での利用権の設定を行った農地の状況となります。83ページは、総括表となります。畑 48, 730㎡ 合計 48, 730㎡ 84ページからは、借り手の状況となります。86ページからは、貸し手の状況となります。始期は令和3年12月8日、終期は 令和8年12月31日または令和13年12月31日となります。それぞれ確認をいただきたいと思えます。

議案第4号 農地中間管理事業分に関しての説明は以上となります。ご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑等ございませんか。

質疑を終結いたします。 議案第4号を採決いたします。議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。（「異議なし。」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案どおり認めることに決定しました。

続きまして日程第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。
90ページは、総括表となります。
田 242,095㎡ 畑 59,870㎡ 合計301,965㎡
91ページ以降は、それぞれの年数毎の一覧となります。
なお、11月総会で保留としました案件ですが、議案113ページの99番に再掲載させていただいています。事務局で耕作者へ電話確認したところ「管理はきちんとする。来年から木を切ることも予定しており、その後の管理方法は検討中。」とのことでしたので議案に載せています。本日、現地確認で現場は確認してまいりました。それぞれご確認いただきたいと思います。

議案第5号 農用地利用集積計画に関する説明は以上となります。
ご審議をお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑等ございませんか。

質疑を終結いたします。 議案第5号を採決いたします。
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。
（「異議なし。」の声あり）

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第5号は原案どおり認めることに決定しました。
続きまして、日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について説明をいたします。
124ページをお開きください。
使用貸借・賃貸借について、双方の合意により解約の届出をしたものの内訳になります。15件 解約の届出がありました。

報告第1号についての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議長 報告第1号について、事務局より説明がありました。
これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言がないようですので、報告第1号は聞きとどめて参ります。
続きまして、日程第8 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出

について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明をいたします。
128ページをお開きください。
相続により農地を取得しました届出の受付分になります。
全部で10件ございました。
報告第2号に付きましての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議長 報告第2号について、事務局より説明がありました。
これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。
発言がないようですので、報告第2号は聞きとどめて参ります。

以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかけたい案件
がございましたら、お出しいただきたいと思えます。
特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。
大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会 長

21 番

22 番
